

近鉄あおぞら号近畿地区運営協議会規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この会は「近鉄あおぞら号近畿地区運営協議会」と称する。
第 2 条 この会は事務局を大阪市浪速区湊町 1-4-38(公財)全国修学旅行研究協会大阪事務局に置く。

第 2 章 事 業

- 第 3 条 この会は近畿地区の近鉄「あおぞらⅡ号」等の総合的輸送計画の策定ならびに教育的利用についての連絡および調整等をおこなうことを事業とする。

第 3 章 会 の 構 成

- 第 4 条 この会は大阪府小学校長会、全国修学旅行研究協会および近畿日本鉄道より選出する下記委員をもって構成する。

大 阪 府	3 名
全 修 協	2 名
近 鉄	3 名

但し、奈良、兵庫、京都、滋賀、和歌山各府県からの要望があり、会長がその必要を承認した場合は、各 1 名のオブザーバーを出すことができる。

第 4 章 役 員

- 第 5 条 この会に次の役員を置く。

会 長	1 名
常 任 委 員	若干名
事 務 主 幹	2 名

- 第 6 条 会長および常任委員は運営協議会で互選する。

- 第 7 条 会長は会務を総括しこの会を代表する。常任委員は会長を補佐し常時執行にあたる。会長が不在や会務を執行できないときはその職務を代行する。事務主幹はこの会の事務業務を担う。

- 第 8 条 この会に特別委員を置くことができる。
特別委員は会議に列し必要な助言を与えるものとする。

- 第 9 条 役員任期は一年とする。但し、重任することができる。

第 5 章 会 議

- 第 10 条 会議は必要に応じ会長がこれを招集する。

第 6 章 規 約 の 変 更

- 第 11 条 この規約は運営協議会の議決を経て変更することができる。

第 7 章 補 則

- 第 12 条 この規約は昭和 37 年 4 月 1 日より施行する。

(平成 7 年 9 月 20 日 一部修正)
(平成 26 年 4 月 1 日 一部改正)
(令和 4 年 9 月 30 日 一部改正)